

広島県告示第三百六十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道水呑手城線	福山市水呑町字南新田八丁目四六八七番一地从先から 福山市新涯町一丁目五一一番地先まで

二 指定する期日

令和三年四月一日